

令和3年度 国立大学法人山梨大学 年度計画

【令和3年3月31日 文部科学大臣届出】

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】学部、大学院の教育を通じ、本学の理念である異分野の柔軟な融合の基礎をなす教養教育を体系的に実施するため、全学共通教育科目及び専門科目の更なる改善を進める。

- ・【1-1】前年度から開講している「教養発展科目」及び「情報・数理教育科目」について、引き続き、実施状況の調査及び改善についての検討を行うとともに、これまでの検討内容等を踏まえ、改善に取り組む。
- ・【1-2】「全学共通教育改革WG」において検討されたDPに対応した全学共通教育科目のコンピテンシーの明確化とシラバス作成について検証を進め、その結果を加味し、次年度から実施の新カリキュラムの構築を検討する。
- ・【1-3】今年度から実施の山梨県立大学との連携開設科目を導入した教養教育科目及び留学生に関する科目（日本語を含む）を含む新カリキュラムについて、授業実施上の課題を探り、次年度に向けてカリキュラム及び授業実施方法の改善を図る。
- ・【1-4】工学部においては、全学共通教育改革WGの検討内容や「専門教育に関する学生アンケート（令和元年度実施）」を参照しつつ、令和5年度実施予定の改組理念を具現化する専門科目カリキュラムを策定する。

【2】多様な価値観を尊重する姿勢を涵養するため、全学共通科目において平成30年度までに段階的に協同学習等を導入する。

- ・【2-1】前年度に授業担当教員へのインタビューを通じ作成した協同学習に関するレポートについて、教育国際化推進機構紀要年報2020（2021年発行）にて公開する。また、教員相互の情報交換と授業改善に資するため、協同学習に関する全学FD研修会を開催する。

【3】学習環境の整備や様々な内容・形態のFD（Faculty Development：教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組）研修を充実させることにより、語学科目及び学部専門基礎科目を中心に反転授業やアクティブラーニングの導入授業数を段階的に増加させ、在学中に自ら学べる自律的な学習者を育成する。また、学生の主体的・自律的な学習に関する評価方法を平成30年度までに開発し、運用する。

- ・【3-1】「情報・数理教育科目」においては、対面授業の再開と同時に反転授業を導入できるよう、反転授業型教材を準備する。また、With/Afterコロナ時代のアクティブラーニングや反転授業に関する講習会や事例報告会を引き続き開催するなど、授業担当者の取組を支援する。
- ・【3-2】教育学部においては、中央教育審議会答申『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』などを踏まえ、新学習指導要領で重視されている「主体的・対話的で深い学びの実現」に関するFD研修を複数回実施し、教員養成における各教員の授業改善を促す。
- ・【3-3】学生の主体的・自律的な学習に関する評価の継続的な運用に向け、前年度にJUESの後継調査として試行実施した「学生調査」の結果分析や継続実施の是非について検討を進める。

【4】課題解決能力を身につけられるように、すでに各学部の専門科目として展開されている問題解決型学習（Project Based Learning）に対応した必修科目を平成30年度までに整備する。

- ・【4-1】各学部において、すでに整備した問題解決型学習（Project Based Learning）に対応した必修科目について、前年度のアンケート結果を参考に改善を図るなど、継続的にPDCAサイクルを機能させる。

【5】地域社会・産業界等の要請も踏まえ、各学部で学生が身につけるべき能力（competency）を具体化し、これに合わせて各学部の学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れの3方針を見直す。また、それと並行して各科目をナンバリングし、様々な教学関連データの収集・分析から学生の能力獲得状況を評価する方法を開発するなど、教育の内部質保証のしくみを平成31年度までに構築する。

- ・【5-1】前年度までに実施した自己点検・評価の試行結果やステークホルダーミーティングで得られた外部識者などの意見をもとに、評価基準や自己点検評価プロセス、定常的な運用体制などについて改善を図る。
- ・【5-2】生命環境学部においては、引き続き、前年度に実施した卒業生アンケート結果をもとに各学科で定められたコンピテンシーの実現状況を精査し、これらを踏まえ学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入の3方針を見直す。また前年度整備したカリキュラムマップを公開する。

【6】教育学部においては、全教員が学校現場での体験を行い実践的指導力やアクティブラーニング等を展開できる資質・能力を高めるとともに、喫緊の教育課題に対応するためのカリキュラム改革を進める。これらを通して、小・中学校9年間の義務教育を俯瞰できる教員や特別支援教育に精通した教員の養成に取り組み、山梨県における小学校教員養成の占有率35%を確保する。

- ・【6-1】教育学部（附属教育実践総合センター）においては、前年度に引き続き全教員を対象に教員育成支援状況の調査をシステムを活用して実施する。また、同調査の前年度実績について、同センター教員育成推進部門を中心に整理・分析を行う。
- ・【6-2】ICT教育など今日的な教育課題に則した、教員養成のための授業改善と教育実践をテーマとするFD研修会を実施するとともに、個々の教員の授業への活用等について、教育学部FD委員会が中心となり、支援していく。
- ・【6-3】新免許法に則ったカリキュラムが計画通り実施されているかの検証や必要に応じた見直しを、教育学域内部質保証委員会と授業臨床部会運営委員会の連携により継続的に実施する。
- ・【6-4】学部全体の教員就職率の更なる向上（特に山梨県小学校教員の就職率上昇）のため、教員採用試験対策結果等分析WGが行った前年度の分析結果等をもとに、教職志望学生のニーズに合わせた、より効果的な教職支援（ガイダンスや対策講座等）となるよう、必要な見直しを行う。
- ・【6-5】前年度整備した新たな学部カリキュラム（山梨県小学校教員養成特別教育プログラム）による教育内容や効果についての分析等を行い、次年度に向けて必要な課題を整理する。

【7】様々なキャリアパスに対応できる教育環境を整備するため、大学院修了者の備えるべき能力を具体化し、学修過程及び成果を可視化することを通して評価する。それをもとにカリキュラムや教育方法を整備し、その評価を全学で厳格に行い大学院教育を実質化する。また、既存の長期履修制度や期間短縮制度の利用促進、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を活用した教育の充実等により、社会人の学び直し機能を強化する。

- ・【7-1】大学院全ての課程において、前年度に試行した教育内容の内部質保証の結果を踏まえ、各教育プログラム等における課題改善の検討及びカリキュラムや教育方法を整備するとともに、次期中期目標期間に向け、人材育成方針について検討する。また、既存の大学院検討WGを発展させ、大学院教育の実質化を更に進める。
- ・【7-2】修士課程生命環境学専攻においては、前年度に試行した教育内容の内部質保証結果、前年度に実施した「学位論文審査及び最終試験結果報告」及び修了生アンケート結果を踏まえ、カリキュラムの見直しや評価方法の問題点などを検討するとともに、次期中期目標期間に向け、人材育成方針について検討する。
- ・【7-3】博士課程において社会人が学びやすい環境を充実させるため、授業やセミナー等の動画配信（リアルタイム、オンデマンド）を拡大するほか、学生に対し学外のオンラインセミナー等への参加を促すなど、大学院における教育ICTの活用推進を通じ、社会人の学び直し機能を強化する。

【8】平成28年度に「発生工学技術開発・実践」、「流域環境科学」、「先端脳科学」の大学院特別教育プログラムを開設する。また、平成29年度で終了する博士課程教育リーディングプログラム等の後継プログラムを平成30年度に開設するとともに、他大学との連携による共同学位プログラムを構築して大学院教育を充実する。これらを通じて融合研究成果の迅速な社会還元と新たな融合研究の創出につなげ、地方創生に貢献できる人材を育成する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【8-1】大学院特別教育プログラムによる人材育成を継続するとともに、教育手法の妥当性や修了者の活躍状況など、実施してきたプログラム事業での教育実践とその成果を総括する。また、これまでの実績等に基づき、社会状況や科学技術の進展状況の認識のもとに、令和2年度外部評価での推奨意見も参考にしつつ、今後進めるべき人材育成の方向、新たな大学院教育の課題とその解決方法について検討を進める。
- ・【8-2】前年度に引き続き、卓越大学院「パワー・エネルギー・プロフェッショナル（PEP）育成プログラム」を、連携大学と協力して推進する。また、プログラム履修者の確保に向け、本学の学部生や国内外の学生への広報を行い、融合研究の創出と地方創生に貢献できる人材の育成を行う。更に、卓越専門選択科目を継続開講しつつ、卓越必修科目のオンデマンド講義開講、集中合宿、企業実地研修、インターンシップなど多様な活動を行うほか、卓越大学院2期生のQE（博士論文研究基礎力審査）、FE（最終試験）を実施する。
- ・【8-3】大学院教育に関する組織及び業務内容の見直しを行い、大学院の共通課題、改革及び教育の質保証などの業務に取り組む組織を整備し、全学的な大学院教育マネジメント体制の強化を図る。
- ・【8-4】明治大学との包括連携協定等に基づく連携教育を広く展開していくため、大学間連携WG（仮称）を設置し、大学院における単位互換や研究指導等に関する検討・調整を行う。また、同大学との連携プログラム「現象数理・ライフサイエンス融合教育プログラム」に関する合同セミナーを開催するなど、連携活動を推進する。

【9】「特別教育プログラム」の成果を評価し、各プログラムの改善点や存廃等について継続的に検討を行う教育(プログラム)評価マネジメントシステムを平成31年度までに構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【9-1】教育（プログラム）評価マネジメントシステムに則り、各大学院特別教育プログラムの

教育活動・教育手法の点検を行うとともに、同プログラム以外への応用（情報共有や相互指摘）を進めるなど、システムの改善を図りつつ、教育手法の強化を進める。

【10】教職大学院における実習校の充実や修了生のフォローアップ等を山梨県教育委員会との連携・協力により行い、現職教員のスクールリーダーとしての力量を一層高めるとともに、現職教員を除く修了者の教員就職率100%を確保する。

- ・【10-1】教職大学院に関する調査分析委員会（仮称）を設置し、実習状況の調査や修了生（ストレートマスター・現職教員）の職務状況・能力等に係る追跡調査を拡充実施するとともに、それぞれの分析結果を踏まえ、必要な教育方法等の見直しを行う。
- ・【10-2】学校管理職を養成する「学校マネジメント分野」においては、山梨県教育委員会との連携・協力のもと「学校組織経営論」などの授業と「学校・行政マネジメント実習」とを結び付けて「課題研究」の指導を行う。また、「ホームカミングデー」や「教育実践フォーラム」等において成果の発表機会を設けることなどを通じ、修了後のフォローアップを行う。
- ・【10-3】教職大学院生（ストレートマスター）の教員就職率100%に向けて、1年次生に対し教員採用試験の受験を促すための取組を推進するとともに、採用後を見据え体系化した指導等を実施するため、教員採用試験に向けての「学習計画モデル」を作成し、大学院での履修内容を結びつけた指導をガイダンス等で行う。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【11】教学関係各種委員会の役割及び構成の見直しを行い、全学的なマネジメント体制を強化する。

- ・【11-1】大学院を含む全学的な教学マネジメントを推し進めるため、引き続き、教学系事務組織（教務企画課及び各学域支援課）の役割等について見直しを行い、運営に反映させる。

【12】多様性や実践性を伴う教養教育を充実するため、山梨県内外の大学及び官公庁・企業等の参画を得て、問題の多角的な検証や具体的なケースへの理論の適用等について学ぶことができる授業を教養教育センターが中心となって拡充する。

- ・【12-1】全学共通教育科目において、学生に実践的学習の機会を幅広く提供するため、引き続き、外部講師の授業参画を促進するとともに、外部講師による授業の教育効果について担当教員へのアンケートを通して検証する。また、関係WGにおいては、既存科目の集約化の推進や連携開設科目の拡充など、山梨県立大学との連携事業を活用した取組を推進する。
- ・【12-2】学生に多様な学習の機会を提供するため、引き続き多様な分野の講師による教養教育センター講座を企画・実施する。同講座を山梨県立大学との連携による合同特別講演会と位置づけ、学生間の共同受講や交流を促進させる。
- ・【12-3】山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻と本学大学院修士課程看護学専攻との単位互換を継続実施する。また、前年度に引き続き、看護教育WGにおいて、大学院修士課程での授業科目の連携開設科目や医学部看護学科学学生が山梨県立大学養護教諭一種免許状課程教職専門科目を受講するための環境整備等を進める。

【13】本学のこれまでの反転授業やOPPA（One Page Portfolio Assessment：1枚ポートフォリオ評価）の実績に基づき、大学における教育方法の研究・開発を進めるため、大学教育センターを平成31年度までに発展的に改組する。その成果は学内だけでなく、他の高等教育機関にも還元する。

- ・【13-1】教育方法の研究・開発を推進するため、引き続き、これまでの取組の成果等を大学教育研究フォーラムや日本教育工学会全国大会で発表するほか、前年度までに制作した数理・データサイエンス・AI教育コンテンツの改良を図りつつ、山梨県立大学をはじめ他大学へ

の授業導入支援を行う。

【14】 アクティブラーニングの実施や成績評価の厳格化など、実践的な課題に関する全学的なFDを強化し、FDに参加した教員にポイントを付与して参加状況を可視化するなど、教員の参加を促す制度を平成30年度までに整備する。

- ・【14-1】 数理・データサイエンス・AI教育の裾野の拡大を企図して、学内外の文系教員などを対象にしたデータ分析の基礎に関する研修会の開催に係る要望を調査し、一定程度（例えば30名程度）の参加者が見込めるようであれば開催する。なお、通常のFDに加えてオンラインFDも継続して実施する。

【15】 特色ある教育を開発・推進した教職員等、教育の成果に特化した教員やグループに対する表彰制度（仮称:Best Teaching Award）を平成30年度までに整備する。

- ・【15-1】 前年度に引き続き、優秀教育賞（ベスト・ティーチング・アワード）を受賞した教員（グループ）の活動内容や成果等について、全学教育FD研修会での発表、表彰式の実施及びHPでの公表などを通じ、広く全学に周知することにより、多くの教員に特色ある教育の開発・推進に向けた意識を高めさせる。

【16】 学生も含んだFD委員会、学外の学識経験者を含む教育評価委員会等、本学のステークホルダーが教育改善に参加するしくみを平成31年度までに構築する。

- ・【16-1】 学生教育改善プロジェクト（EIP）の活動を継続するとともに、学識経験者やEIPへの参画学生、各学部の卒業生（概ね修士課程在籍者）等が参加するステークホルダーミーティングを継続開催することで、引き続き教育改善を進める。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【17】 経済的に困窮している学生を支援し、国内外の優秀な学生を確保するため、入学金・授業料免除、奨学金及び奨励金等による経済的支援を充実させる。

- ・【17-1】 経済的理由や災害により学資の納入が困難な学生に対し、引き続き入学金・授業料免除、奨学金及び奨励金による経済的支援を実施する。また、学生が利活用可能な経済的な支援策、特に高等教育の修学支援新制度及びそれに伴う経過措置に関して、学生、保護者等に分かりやすく周知するなど適切に対応する。
- ・【17-2】 学生生活への支援に資するため、学生委員会において、前年度に調査項目等の検討を行った内容で「学生生活実態調査」を実施し、調査結果の検証を行う。

【18】 障がいのある学生、メンタルサポートの必要な学生の個別のニーズに応じた対応事例を蓄積し、それをもとにした研修等を通じて教職員の支援スキルの向上を図るなど、多様な学生に対する支援機能を強化する。

- ・【18-1】 メンタルサポートが必要な学生及び障がい学生に対する学生及び教職員の支援スキル向上を図るための研修並びに情報発信を継続するとともに、これまで実施してきた支援やサポーター制度を継続する。学生への対応にあたっては、学生サポートセンターや保健管理センターが中心となり、各学部教員と連携を強化して取り組むなど、学生支援の充実を図る。
- ・【18-2】 キャリアセンター、保健管理センター、学生サポートセンターによる「キャンパスライフサポート協議会」を引き続き開催し、コロナ禍における相談件数の推移やその内容等、学生相談情報を共有する。これら各センター間の連携を推進し、要サポート学生の早期発見など、学生支援及び相談体制の充実につなげる。
- ・【18-3】 教育学部においては、前年度に引き続き教育実習委員会に臨床心理担当教員を委員とし

て配置し、教育実習期間中及びその前後の学生のメンタルサポートを強化する。

- ・【18-4】医学部においては、前年度に引き続き学部教育委員会の下に設置した「学生面談チーム」とスモールクラス担当教員が連携して、修学上の課題を抱える学生に対する支援を継続実施する。

【19】学生ポートフォリオを活用した成績不振者への修学指導、ラーニングコモンズ・フィロスやeラーニング等を活用した授業支援（リメディアル教育を含む）に引き続き取り組み、学生サポーター制度等も導入した全学的な修学支援体制を平成31年度までに構築する。

- ・【19-1】eポートフォリオシステムを活用し、教職大学院におけるOPPA（One Page Portfolio Assessment）を利用した各授業の振り返りや各種発表資料等の共有、教育学部における教職履修に関する各種学習履歴の蓄積を引き続き行う。また、医学科における臨床実習評価表など従来の利用に加え、新たに医学科における指導・相談記録及び初年時からの「目指す医師像」の蓄積に同システムを活用する。更に、各学部等からの要望に応じてマニュアルの作成・改訂や講習会（動画によるものを含む）を実施する。

（4）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【20】入学者選抜方法研究委員会等による検討結果を踏まえた新たな推薦入試・AO入試を実施する。また、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入に向けて一般入試における評価・判定方法のあり方を検討し、これらを踏まえて、平成30年度までにアドミッション・ポリシーを改訂する。

- ・【20-1】令和元年度に改訂・公表・告知したアドミッションポリシー及び入学者選抜の基本方針に基づき、前年度に実施した新入試の結果を検証し、「入学者選抜方法研究報告書」にまとめ、学内限定で共有する。また、特別選抜の拡充や、次年度より施行される新学習指導要領に対応する新課程入試（令和6年度実施）の設計のための準備を継続する。
- ・【20-2】生命環境学部においては、前年度から導入した個別学力試験前期日程における小論文試験及び総合型選抜Ⅱの実施・運営と採点・合否判定について総括を行う。また、今年度入学生を追跡調査し、多面的・総合的な評価・判定の影響を明らかにする。これらの結果を踏まえ、新学習指導要領に対応する新課程入試（令和6年度実施）に向けた検討を進める。
- ・【20-3】工学部においては、令和5年度に予定している学部改組に向け、改組後の工学部の将来像を踏まえた学生を選抜するための方法について検討・決定し、公表する。また、新学習指導要領に対応する新課程入試（令和6年度実施）に向けた検討を進める。

【21】教育国際化推進機構の下にアドミッション・オフィス（仮称）を新設し、大学教育、教養教育、国際交流の各センターと連携して選抜方法の研究、選抜に関わる教職員のトレーニングプログラムの開発及び高大連携の促進に取り組む。

- ・【21-1】前年度に本格実施した入学前教育の効果を検証し、その内容を学部と共有する。入試情報システムやネット出願システム等から得られた情報、入学後の成績情報などをもとに本学入学者の状況分析を継続し、「入学者選抜方法研究報告書」にまとめ、学内限定で共有する。
- ・【21-2】入学者選抜に関わるトレーニングプログラムを完成させて、アドミッションセンターHP等で公開するとともに、テーマ別講習会の開催を継続し、講習会の教材を共有することなどによって、個々の教員が自学自習できる環境を整備する。
- ・【21-3】アドミッションセンターと各学部とで連携して入試広報コンテンツの制作を継続する。特に、アドミッションセンターHPの広報内容について、各学部との連携を一層進め、「かわら版」や「ナシダイこつぶ図鑑」など、オンライン利用に対応したコンテンツを充実させる。

【22】 高等学校教育課程における学力の3要素（①基礎的・基本的な知識・技能、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③主体的に学習に取り組む態度）を育成するための学習・指導方法の改善及び評価方法の開発を支援することにより、本学への進学が見込まれる山梨県内外の高等学校との連携を深める。

- ・【22-1】 これまで実施してきた高大連携に関する高校での実践研究や学力の3要素育成のための学習・指導方法の改善及び評価方法の開発などの成果について、山梨高大接続研究会会員校の教員と共有するとともに、課題を整理し、次年度以降の活動計画に反映させる。
- ・【22-2】 山梨高大接続研究会を、引き続き県内外に公開する形で開催するとともに、県内の高校生を対象とした継続型育成プログラム（YAMANASHI-WAY）を継続し、その成果の検証を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【23】 本学の強みであるクリーンエネルギー研究、発生工学技術開発研究、先端脳科学研究、流域環境科学研究の4つの融合研究プロジェクトに対して、引き続き重点的に支援して国内外の研究機関との共同研究を推進するとともに、その成果を世界に発信し、国際的な研究水準の拠点形成を形成する。また、本学の伝統を踏まえ、特色を活かした研究であるワイン科学、微生物バイオテクノロジー、発酵化学等の研究を推進するとともに、給付型奨学金等を行う大村智記念基金事業を平成28年度から開始し、その活用を通して優秀な人材を集積して国際的な研究水準の拠点形成を目指す。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【23-1】 研究推進・社会連携機構及び研究マネジメント室で協働し、外部資金の獲得支援を行う。特に、4つの融合研究プロジェクトやワイン科学、微生物バイオテクノロジー、発酵化学等の研究に対しては、イノベーション創出強化本部の活動を通じ、共同研究の新規マッチングの強化を図る。また、引き続きURAを中心に学内融合研究への支援を行い、これらにより得られた成果をHPや学会発表等で世界に広く発信する。
- ・【23-2】 新設する山梨GLIAセンターにおいては、概算要求により措置された各事業（専任教員配置、動物実験施設の改修等）への取組を通じ機能強化を図りつつ、新センターが我が国における先端脳科学研究の中核であることを国内外に示し、国際的な研究水準の拠点形成していく。

【24】 融合研究で得られた成果に基づいた「特別教育プログラム」を大学院教育において展開し、新たな研究人材を育成するなど、研究と教育を一体化させるサイクルを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【24-1】 大学院特別教育プログラムのこれまでの実績等に基づき、大学院教育において、学生が持つ多彩で独創的な発想を研究につなげる取組を継続する。また、修了後に当初専門としていなかった新たな領域での活躍を助長するなど、融合研究と教育との連携を軸にした実践的な大学院教育の機能強化とその新たな方向を検討する。

【25】 「ヒトの発達過程（教育、医）やそれに影響を与える環境条件（工、生命環境）」などに焦点を当てた、分野横断的で新たな質や価値を生み出す融合プロジェクトを、平成28年度中に3つ以上開始し、重点的に支援する。これにより、平成30年度までに融合研究に係る学会発表数を平成26年度に対し20%以上増加させる。それらの成果をもとに、融合プロジェクトの中から本学の強みとなる国際的な研究水準の複数の拠点形成を目指す。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【25-1】 研究マネジメント室を中心に、「分野横断的融合研究プロジェクト」において「ヒトの発達」、「学びの発達」、「地域の発達」の3つの融合研究課題（小課題15件）を重点的

に支援し、小課題ごとの研究ミーティングや成果報告会の開催を通じて若手研究者の参画を促すなど、融合研究の推進を図る。これにより、融合研究に係る学会発表数を平成26年度に対し20%以上増加させるとともに、それらの成果をHPや学会発表等で世界に広く発信する。

【26】次世代の融合研究を育む萌芽的研究を公募し、学長のリーダーシップの下に平成30年度までに20件以上の戦略的な支援を行い、これをシーズに平成31年度以降に新たな融合研究プロジェクトを立ち上げる。

- ・【26-1】次世代の融合研究を推進するため、研究マネジメント室を中心に、「萌芽的融合研究プロジェクト」の研究課題を10課題程度選出して支援を行う。また、前年度に採択した12課題に係る研究成果の分析を行うなど、新たな融合研究プロジェクトのシーズ発掘を進める。

【27】地場産業振興に直結したクリスタル（結晶材料）科学、ワイン科学や山梨県健康増進計画に基づく健康長寿社会構築に貢献する研究等、地域の要請に応える研究分野を継続的に進展させる。

- ・【27-1】「地域振興研究プロジェクト」において、地場産業振興に直結したクリスタル（結晶材料）科学、ワイン科学や山梨県健康増進計画に基づく健康長寿社会構築に貢献する研究等、地域の要請に応える研究課題を5課題程度選出し、支援を行う。選出にあたっては、山梨県内自治体、金融機関、観光及び農業団体から収集した地域の課題を十分に勘案する。また、前年度に採択した7課題に係る研究成果の分析を行うなど、地域の要請に応える研究分野を進展させる。
- ・【27-2】「分野横断的融合研究プロジェクト（ヒトの発達、地域の発達）」における取組などを通じ、ワイン科学研究や山梨県健康増進計画に基づく健康長寿社会構築に貢献する研究を推進する。

【28】山梨県との連携の下、燃料電池、地熱、地中熱利用等のクリーンエネルギー基盤技術、安全な食物生産、地域防災及び学校教育に関する研究を推進し、またそれらの共通基盤技術となる情報解析に関する研究を展開し、その成果を地域に還元する。

- ・【28-1】「地域振興研究プロジェクト」において、山梨県との連携のもと、燃料電池、地熱、地中熱利用等のクリーンエネルギー基盤技術、安全な食物生産、地域防災及び学校教育に関する研究等を推進するための研究課題を5課題程度選出して支援を行う。選出にあたっては、山梨県内自治体、金融機関、観光及び農業団体から収集した地域の課題を十分に勘案する。また、前年度に採択した8課題に係る研究成果の分析や展開などを通じ、地域の発展に資する研究を進展させる。
- ・【28-2】「分野横断的融合研究プロジェクト（学びの発達、地域の発達）」において、機械学習、県産ワイン用ブドウ、地域環境の可視化・改善等に関する融合研究を進め、その成果を地域に還元する。

【29】地域活性化につながる可能性のある新たな研究課題を公募し、平成30年度までに20件以上の支援を行い、その成果をもとに地域連携事業を展開する。

- ・【29-1】「地域連携事業支援プロジェクト」において、地域活性化につながる可能性のある研究課題として選出した10課題に対して支援を行う。また、前年度に実施した10課題について成果分析を行うとともに、山梨県内自治体、金融機関、観光及び農業団体から収集した地域の課題を参考にして、次年度に実施するプロジェクトの選定を行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【30】IR (Institutional Research : 経営戦略の立案のためのデータの収集・分析等) 機能を強化し、大学院総合研究部において、客観的指標に基づき戦略的な研究費の配分や教員人事を行う。特に、任期制と業績評価を活用したキャリアパスの構築等により、優秀な若手研究者の積極的雇用を進める。

- ・【30-1】IR室とURAセンターを中心に、引き続き本学の研究力強化・研究支援等に向けたデータ分析を進め、研究費の戦略的な配分に資するエビデンスデータの提供を行う。また、IR活動に係る先進機関からの情報収集等に努めるとともに、学内研修会の開催等により継続してIR活動の強化・推進に取り組む。
- ・【30-2】前年度に採択された文部科学省の事業（「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」や「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」）のほか、クロスアポイントメント制度や教員人件費に外部資金を充てる制度等を活用し、優秀な若手研究者の戦略的な確保を進める。

【31】融合研究プロジェクト等の企画や研究力分析等を行う研究マネジメント本部（仮称）を平成28年度までに設置し、一元的に研究支援や成果の活用促進を行うとともに、URA (University Research Administrator : 研究マネジメント人材 (2名)) を4名に増員するなど、高度な専門性を有する研究支援人材の配置を拡充する。

- ・【31-1】研究マネジメント室及びURAセンターで協働し、融合研究プロジェクト等の企画や研究力分析・評価を行う。また、URAを積極的に研修に参加させることなどを通じ、専門性の向上を図りつつ他大学との連携構築を進める。これにより、更なる高度な専門性の確保との相乗的な研究支援体制の強化を進めるとともに、複数の大学間ネットワークに参加し連携を進めるなど、学内外の研究交流の活性化を図る。

【32】異分野の研究者の交流を活発にし、新たな研究領域が創造できるようファカルティスペースを平成29年度までに確保する。

- ・【32-1】URAセンターにおいて整備したテレビ会議システムやファカルティスペースを利活用し、研究者のマッチング支援を目的とした異分野マッチングイベント等を開催するなど、引き続き異分野研究者の活発な交流を進め、新たな融合研究の創出を支援する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【33】産官学連携のもとに地域社会、地域産業の課題解決に取り組むとともに、戦略的かつ総合的な研究成果の社会還元が推進できるよう、社会連携・研究支援機構における自治体、企業や各種団体との連携協議の場を充実・強化し、その場において、産官学連携を推進するための体制を継続的に検証し、見直す。これらの取組を通じ、平成30年度までに地域との共同研究・技術指導の実施件数を平成26年度に対し30%以上増加させる。

- ・【33-1】これまでに連携協定を締結した自治体等との連携協議の場の充実・強化を図るとともに、産官学連携を推進するための体制を継続的に検証する。また、イノベーション創出強化本部が主導し、地域との共同研究・学術指導の実施件数を平成26年度38件に対し30%以上(50件以上)に増加させる。

【34】水素・燃料電池関連の研究成果を実用化するため、学外者を含む協議会において情報を共有し、水素・燃料電池技術支援室を拠点に技術移転を促進するなど、山梨県・県内自治体、産業界等と連携した産官学共同研究活動や特許のライセンス活動を推進する。

- ・【34-1】平成29年度から5年計画で継続している文部科学省地域イノベーション・エコシステム

形成プログラム「水素社会に向けた「やまなし燃料電池バレー」の創成」事業を中心として、山梨県、地域企業と連携して水素・燃料電池事業化のための研究を加速させる。同事業の最終年度であるため、最終目標に向けた再点検を行い、目標達成のための取組や事業終了後の事業化に向けた取組を進める。

- ・【34-2】山梨県の委託を受け開設してきた「水素・燃料電池産業技術人材養成講座」における過去5年間の実績を踏まえ、より実践的な内容の講座を新たに開設し、実施する。また、受講企業の訪問、既受講者へのフォローなどを進め、受講企業の業界参入を促進させる。これらの取組を、やまなし水素・燃料電池ネットワーク協議会を通して活性化させるとともに、オープンイノベーション拠点として、水素・燃料電池関連企業の県内への集積を推進する。
- ・【34-3】イノベーション創出強化本部を中心に、水素・燃料電池関連の研究活動において、特許調査等、積極的に特許ライセンス活動を推進するなど戦略的に知財管理を実施し、社会への還元を進める。

【35】地域のニーズに対応した社会人の再教育を推進する。特に、第2期に開始した「高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム（ワイン・フロンティアリーダー養成プログラム）」（実施期間平成26～28年度）による社会人再教育を継続し、同プログラム終了後（平成29年度以降）も毎年度5名程度ワイン・フロンティアリーダーを養成する。

- ・【35-1】引き続き、山梨県と連携して水素・燃料電池産業技術人材養成に係る講座及び医療機器産業技術人材養成に係る講座を開講するなど、地域のニーズに対応した社会人への再教育推進に取り組む。
- ・【35-2】持続的なワイン産業の繁栄に貢献するため、「ワイン・フロンティアリーダー養成プログラム」による社会人再教育を引き続き山梨県及び山梨県酒造組合と連携して実施し、5名以上のワイン・フロンティアリーダーを養成する。

【36】「地域のための大学」として、全学的な教育カリキュラム・教育組織の改革を行い学生の地域に関する知識・理解を深めるとともに、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる地域の課題解決、さらには地域社会と大学が協働して課題を共有し、それを踏まえた地域振興策の立案・実施まで視野に入れた取組を進める。

- ・【36-1】地域志向型の教育カリキュラム「地域課題解決人材育成プログラム」を継続して行う。同プログラムを構成する地域志向型共通教育科目を40科目以上開講し、延べ1,200名以上に履修させる。また、地域の課題を発見し、解決する能力を身につけるための「地域課題解決科目」を7科目以上開講し、地域自治体と連携して、当該地域の課題をテーマに取り組む。
- ・【36-2】山梨県における幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続の推進を図るため、やまなし幼児教育センターの事業に協力するほか、山梨県立大学と幼児教育に関する連携開設科目の開講に向けた検討、並びに教職課程の在り方や連携に関する検討を進める。

【37】山梨県教育委員会等との連携により、地域の小・中学校等における研修会に組織的に参画するなど、現職教員の教師力向上に寄与する。

- ・【37-1】「山梨県教育委員会と山梨大学教育学部との連携協議会」を年4回開催し、全国学力調査結果の分析など、地域の教育課題について検討するとともに、現職教員の教師力向上を目的とした教員研修等を教育学部と県教育委員会との協働により継続実施する。また、「教員養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の内容を教育学部の独自事業として継続実施し、初任者研修への学部教員の派遣や教育評価研修会の事業効果を検証する。
- ・【37-2】山梨県教育委員会等との連携により、地域や学校における現代的課題の解決に向け、教育

学部教員と現職教員とがシンポジストとなり、情報発信や意見交換等を行う「教育フォーラム」を継続開催し、アンケート結果により事業効果を検証する。

- ・【37-3】やまなし幼児教育センターにおける研修事業の検討や幼児教育アドバイザーの養成に関して協力するとともに、同センター主催の研修会に教育学部の教員を講師として派遣するなど、同センターの運営に参画する。

【38】地域貢献事業として、地域向けの公開講座及びセミナー、出前講義、講演、高大連携講演を継続して実施する。また、学生による大学紹介等の学内向けエリア放送の内容充実と地域への拡大、地域未来創造センターのホームページにおける地域志向型教育研究プロジェクトの紹介等、地域への積極的な情報発信に取り組む。

- ・【38-1】連続市民講座及び市民開放授業における感染症予防対策として、窓口での手続を見直すとともに、オンラインにより開講する。また、前年度に引き続き、地域高等学校を対象に出前講義を行うとともに、山梨県教育委員会からの依頼によるSSH採択校への教員派遣を行うなど、当該校の学習への支援を積極的に行う。
- ・【38-2】地域志向型の教育、研究の活動状況及びその成果について、地域人材養成センターHP等を通じて広く地域に発信する。また、エリア放送を活用して、大学情報の紹介を行うほか、甲府キャンパスにおける災害時の緊急放送機能を果たしていく。

【39】県内全大学と横浜市立大学、県内自治体や企業等の協働を取りまとめ、「ツーリズム」「ものづくり」等4分野における単位互換による実践的なカリキュラムやインターンシップの実施、新規事業化の支援、就職マッチングの強化等により、地域の雇用創出や学卒者の地元定着の向上に取り組む。

- ・【39-1】COC+事業の終了後も学内措置により事業を継続し、引き続き事業協働機関と連携して、単位互換による「やまなし未来創造教育プログラム」を、前年度の取組実績を踏まえつつ、コース履修登録者90名を目標に実施する。また、地域人材養成センターとキャリアセンターが協働し、地域の企業等とも連携して、前年度の取組実績を踏まえつつ、就職マッチングに向けた山梨県内インターンシップ（履修者目標90名）を進めるなど、更なる雇用の創出と学卒者の地元定着の向上に取り組む。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【40】早期キャリア教育の一環として、全学部を対象に、専門分野に合わせた海外インターンシッププログラムを平成29年度までに開設する。

- ・【40-1】前年度に国際交流協定を締結した米国ノーザン・アイオワ大学との連携を活用し、新たな海外インターンシップ受入先を開拓することにより、受入が可能な業務分野を増やし、参加できる学生の出身学部・学科を拡げるとともに、より専門分野に合わせた経験ができるよう充実・改善に取り組む。
- ・【40-2】これまで実施した海外インターンシッププログラムに関するアンケート結果及び受入企業の意見等を踏まえ、各プログラムの改善や充実を図るとともに、第3期中期目標期間中の取組の成果等を取りまとめ、第4期中期計画などに反映させる。

【41】大学院修士課程工学専攻において、海外大学とのダブル・ディグリーまたはジョイント・ディグリープログラムを平成30年度までに開始する。

- ・【41-1】マレーシア大学ペルリス校との博士デュアルディグリープログラムにおいて、同校からの学生受入を開始する。また、継続して実施している西南交通大学及び杭州電子科技大学とのデュアルディグリープログラムについては、社会ニーズを踏まえ一部科目の見直しを行うとともに、引き続き学生の共同指導を通じた共同研究及び研究成果の発表を拡大させ

る。更に、これら3つのデュアルディグリープログラムの成果等を取りまとめ、第4期中期計画に反映させる。

【42】留学生OBネットワークを平成30年度までに整備して、入試広報及びIR活動に活用することにより、優秀な留学生を確保するとともに、平成33年度までに留学生受入数を平成27年度に対し20%以上増加させ、国際的な共同研究を促進する。

- ・【42-1】留学生OBネットワークを活用した博士デュアルディグリープログラム学生の受入、渡日前入試の拡大及び留学生就職促進プログラムの実施等を通じ、前年度に目標を達成した留学生受入数（平成27年度に対し20%以上増加）を引き続き確保する。
- ・【42-2】学内における各種お知らせの多言語化を迅速に行える体制を整えるとともに、留学生が行う各種手続書類の英語化を徹底させる。また、留学生受入環境の点検を行い、第3期中期計画期間の各種経験と今後の課題をまとめ、第4期中期計画策定の指針とする。

【43】留学生と日本人学生と一緒に生活する混住寮の交流スペースを平成29年度までに整備するほか、グローバル共創学習スペースでのサポート内容をさらに充実させ、平成33年度までに利用者数を平成27年度に対し10%増加させる。

- ・【43-1】コロナ禍の状況を踏まえつつ、国際交流会館における芙蓉寮の日本人学生も参加する異文化間交流イベントの実施や、留学生就職促進プログラム及びグローバル共創学習室（Gーフィロス）における日本語SAの活用など、日本人学生と留学生の相互理解を促す取組を実施する。
- ・【43-2】コロナ禍の状況を踏まえつつ、前年度に引き続き、オンラインでの英語カフェと英語学習サポートの充実を図ることに加え、入学前の英語学習サポート体験や各種異文化交流イベント、海外の学生との交流などの実施により、グローバル共創学習室（Gーフィロス）の利用者数を平成27年度に対し10%増加させる。また、第3期中期目標期間中の取組の成果等を取りまとめ、第4期中期目標期間における学生交流の拡大に向けた課題を明らかにする。

【44】協定校との連携を強化し、平成33年度までに海外派遣学生数を平成27年度に対し20%以上増加させるとともに、グローバル・パートナーシップの形成などを通して海外の研究者及び学生を短期間に受け入れ、本学の学生に海外の研究者や学生と協同して問題解決に取り組む機会を提供する。これらの取組を通じ、本学の強みとする融合研究分野を中心に最先端の共同研究を促進する。

- ・【44-1】海外派遣プログラムの新設や既存プログラムの内容を充実させるなど、協定校との連携を強化するとともに、海外派遣に関する学内広報活動及び派遣学生に対するサポート体制を強化する。また、前年度に引き続き、JASSO留学支援制度、さくらサイエンスプラン、トビタテ留学JAPANなど、学生派遣及び受入を促進する外部資金申請に係るサポートを強化し、派遣学生数を平成27年度に対し20%以上増加させる。
- ・【44-2】外国人短期研修制度やオンライン形式も活用しつつ、協定校等から学生や研究者を受け入れ、本学の学生に海外の学生や研究者と協同して問題解決に取り組む機会を提供する。また、学生に対する共同指導等を通じ、国際的な共同研究ネットワークを構築する。

（2）附属病院に関する目標を達成するための措置

【45】山梨県地域保健医療計画や地域医療構想の策定に参画し、がん疾患、周産期医療、災害医療等の地域医療の課題の解決に、拠点病院として県や県内医療機関と連携して取り組む。

- ・【45-1】「山梨県てんかん診療拠点機関」及び「山梨県アレルギー疾患医療拠点病院」として、てんかんセンター及びアレルギーセンターを中心に山梨県と連携し、診療についての指

導・助言や公開市民講座等を通じた普及啓発活動、医療従事者の養成などを推進する。また、がんゲノム医療連携病院の上位区分である「がんゲノム医療拠点病院」の認定に向け、課題となっている実施症例数の蓄積や人材養成の推進に取り組む。

【46】学部教育では学生の臨床実習時間数の増加など診療参加型臨床実習の更なる改善・充実に図り、卒後の初期研修につながる一貫した知識と技術を学ばせるなど、学部と附属病院が連携した高度医療人養成のためのプログラムの見直しを行い、実践する。また、研修会の実施を通じ、がん診療専門医、産科医、助産師、肝疾患コーディネーターなどの多様な医療人養成を推進する。

- ・【46-1】前年度に引き続き、臨床実習（BCC）を医学科4年次及び5年次で実施するとともに、診療参加型臨床実習（ACC）を5年次及び6年次で実施する。診療参加型実習の評価は、eポートフォリオを用いて学生へのフィードバックを行い、実習の充実につなげる。
- ・【46-2】医療系大学間共用試験実施評価機構が実施する臨床実習後OSCE（Post-CC OSCE）について、感染対策を行い正式実施するとともに、同OSCEを活用してディプロマポリシーの達成度評価を行う。
- ・【46-3】新専門医制度における各専門研修プログラムについて、魅力あるプログラムを目指し内容を見直すとともに、引き続き、山梨県及び山梨県地域医療支援センターを中心に実施する説明会や、附属病院の初期臨床研修医等へのプログラム内容の広報、及び病院HPの見直しなどにより、応募者55名を目標として増員に努める。

【47】平成31年度までに、新病院でのハイブリッド手術室や術中MRI、ロボット手術を用いた高度な手術件数を平成28年度に対し10%増加させるとともに、診療科横断型の診療機能別センターを順次整備する。

- ・【47-1】2台体制となった内視鏡下手術支援ロボット対象手術件数を増加させるとともに、ハイブリッド・MRI手術室の利活用を促進し、高難度手術件数を対平成28年度比で60%増加させる。
- ・【47-2】平成28年度から順次整備を進めてきた診療機能別センター（リウマチ膠原病センター、アレルギーセンター、IVRセンター及びてんかんセンター）の稼働状況を検証のうえ、今後の活動計画を策定するなど、より一層の活動の推進に向け取り組む。

【48】平成29年度までに臨床研究支援部門を整備し、同部門を中心に臨床研究の企画業務、CRC（Clinical Research Coordinator：臨床研究コーディネーター）業務、品質管理業務などの研究支援を行い、先進医療等に関する研究を含め新規臨床研究実施件数を平成28年度に対し10%増加させる。

- ・【48-1】サイエンスボードによる研究支援、CRC業務支援、データセンターによるデータマネジメント業務支援、研究者教育など一貫した支援を引き続き継続し、「特定臨床研究」を含む臨床研究実施支援を新規に2件以上実施する。

【49】診療科横断型の診療機能別センターを整備し、不足している外来診療スペースを拡大するため、国の財政支援による附属病院再開発整備に合わせ、自己財源で外来棟を増築する。

- ・【49-1】診療機能別センターとして設置した、リウマチ膠原病センター、アレルギーセンター、IVRセンター及びてんかんセンターの稼働状況並びに感染症に対応した診療スペース・動線等を勘案し、配置場所等を含めた外来棟改修計画の策定を進める。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【50】附属学校園における教育の特色づくりを推進するために、教科の連続性や教科担任制及び学校段階の接続を考慮したカリキュラムづくりなどを進める。また、附属学校園での実践研究の成果をもとに、教員養成カリキュラムにおける新たな科目の開設や既存科目のシラバスの見直し、教育学部及び教育学研究科等における教育実践に関する研究をさらに進める。

- ・【50-1】教員養成・教育実践研究協議会の企画部門を中心として、各事業（研究開発、実習・養成・育成研修、地域支援連携）におけるこれまでの成果と課題を明らかにするなどし、事業の充実を図るとともに、事業間の連携を推進する。また、教育学部・教職大学院と附属学校園、地域を結びつける共同研究（大学教員が主催する学習会等）を推進し、その成果を発信する。
- ・【50-2】新たなカリキュラム「山梨県小学校教員養成特別教育プログラム（徽典館プログラム）」において、教育フィールド体験授業の一部を附属学校で実施するなど、実践的な教育を展開するとともに、プログラムの充実・改善に取り組む。
- ・【50-3】教員養成・教育実践研究協議会と教育学部附属教育実践総合センター等の連携を通じ、学部教員と附属学校教員が協働し、今年度から附属学校において実施するGIGAスクール構想等を踏まえた教育実践に関する研究を進める。また、附属学校園共通のテーマ「附属4校園を貫く子ども像」に沿って、附属学校園のカリキュラム改革を進める。
- ・【50-4】附属小学校における少人数教育を推進するため、山梨県における25人学級の導入状況等を踏まえ、教育学部と附属学校が連携し、教員養成・教育実践研究協議会などにおいて検討を進める。

【51】教育学部及び附属学校園の共同による教育実践研究等推進のための組織を平成30年度までに整備し、教員間の相互交流、研究活動の質的向上に取り組む。その成果を山梨県教育委員会等との協働によるスキルアップ講座の実施等を通して地域等に還元する。

- ・【51-1】山梨県内教育機関における研修・研究活動を支援・協力する目的で整備した附属学校園の教員派遣や、附属学校園を活用した現職教員のためのスキルアップ講座を引き続き実施するなど、研究の成果を地域に還元する。
- ・【51-2】地域の学校園の教員育成や教育研究に貢献するため、山梨県教育委員会等の指導主事や各校種の公立学校長を研究助言者として招聘のうえ、研究活動における教師間の相互交流等を企図した公開研究会（事前研究会を含む）を開催し、その効果を一定期間経過後のアンケートによって検証する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【52】学長のリーダーシップによる大学改革を主体的・自律的に推進するため、平成26年10月に設置した大学院総合研究部（全教員から成る教員組織）における検討を経て、全学的視点から教育研究組織の見直しや学内資源の再配分等を重点的に進めるとともに、戦略的な人員配置を行い、本学の強みを活かした教育、研究、社会貢献の機能を強化する。

- ・【52-1】学長のリーダーシップのもと、第3期中期目標・中期計画を確実に達成するため、市場調査チームと連携し経費削減に努め、戦略的分野に重点的に配分する予算を引き続き確保する。特に、戦略的・機動的な経費である大学高度化推進経費（学長裁量経費）の有効活用により機能強化を図る。また、引き続き各学域の裁量による戦略的・機動的な計画が立案できるよう、大括りにした予算配分や採用ポイント制による人件費管理を実施し、学内資源の再配分を行う。

- ・【52-2】地域及び大学間連携を核とした大学運営を実現するため、地域人材養成センターを拠点として、山梨県立大学との「一般社団法人大学アライアンスやまなし」の枠組みを活用した事業を定着させるとともに、「大学等連携推進法人制度」を活用し、本学の強み・特色を活かした連携事業を展開する。また、地域連携を更に加速・強化するため、関係機関とともに、「地域連携プラットフォーム」の構築に向けた準備を行うほか、新たな女性活躍推進事業やリカレント教育などの貢献事業等を開始する。

【53】平成28年度に学外者の意見広聴システムを構築し、平成31年度に経営協議会外部委員の提案の検証結果等を踏まえた運営システムを完成する。

- ・【53-1】平成31年度に完成した意見広聴システム（毎月、大学の動向などを学外有識者に発信）を引き続き活用し、大所高所から寄せられた意見等について法人運営に適切に反映させる。
- ・【53-2】マスコミ（山梨編集者会）と本学役員等との意見交換の実施を通じ、本学に求められる役割や機能、課題を明確にし、法人運営に反映させる。

【54】多様な人材を確保し、教育研究の一層の向上と活性化を図るため、年俸制導入に関する計画（平成28年度目標値60名）を100%達成するとともに、新たな教員評価の実施、実績に基づく給与体系への転換、混合給与（クロスアポイントメント）制度の導入、若手教員の安定的なキャリアパスの構築など、教員の人事・給与システムの弾力化を進める。

- ・【54-1】教員評価について、評価グループ毎に定めている評価項目・基準を継続的に見直すなど、より公平な評価の実施に努め、評価結果を適切に反映させた給与体形に転換する。また、クロスアポイントメント制度、将来のキャリアパスを保障した若手教員採用制度、教員人件費に外部資金を充てる制度等の活用により、若手教員や女性教員の採用を進めるとともに、採用ポイント制における学長裁量ポイント等を活用して戦略的な教員人事を行う。

【55】全学的に女性教員の割合を高め、平成32年度までに女性教員比率を17%以上に引き上げ、それを維持する。併せて、意思決定過程への女性の参画を推進するため、女性管理職比率を引き上げる。

- ・【55-1】前年度に達成した女性教員比率（目標値17%）の更なる向上を目指し、引き続き女性教員を積極的に採用する。

【56】40歳未満の若手教員の雇用に関する計画に基づき、平成33年度までに退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち、若手教員の比率を22%以上とする目標を達成する。

- ・【56-1】引き続き若手教員を積極的に採用するとともに、前年度に決定した「若手特任教員の承継職員への移行」を進める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【57】医・工・農に関わる様々な課題の解決に向けて取り組むことのできる高度専門職業人を養成するため、平成28年度に大学院修士課程を、平成30年度に博士課程を改組する。

- ・【57-1】大学院医工農学総合教育部博士課程医学専攻の運営状況について、前年度と同様、設置計画履行状況等調査を通じて点検する。また、他の専攻も含め課題となっている事項について、毎年実施している各学域と執行部による意見交換会などを通じてフォローアップを行う。
- ・【57-2】グリア・免疫学研究を基軸に異分野融合研究の推進及び新たな教育への展開を図るため、医学域附属学際的脳一免疫研究センターを発展的に改組して山梨GLIAセンターを設置し、

地方創生につなげるための各種取組を推進する。

- ・【57-3】前年度に設置したCSTセンターが主体となって実施する附属病院医師や山梨県内の医師に対する手術手技研修を通じ、地域における高度な手術治療の普及や医療安全の推進を図る。

【58】教員養成分野では、実践型教員養成機能への質的転換を図ることを目的として、学部においては、平成28年度から新課程（生涯学習課程）を廃止して教員養成に特化するとともに、地域の人口動態や教員採用需要等を踏まえ、教員養成機能の質の向上のための取組を強化する中で、定員規模を含めた組織の見直しの方向性を第3期中期目標期間末までに定める。また、大学院においては、現職教員の受入拡大や実務家教員の確保など、教職大学院を軸とした改革に取り組む。

- ・【58-1】教育学部における教員養成機能の質の向上を図り、地域の現代的課題に対応するため、教育ボランティア、地域学習アシスト等の実践教育及び教育分野における地域への貢献に向けた取組を継続実施し、学生の教員としての資質能力等の向上の検証を実施する。また、「地域学習アシスト」等の教員養成機能の質向上に係る事業の成果を公表する。
- ・【58-2】教職支援機能を強化するため前年度に運用を開始した「教職キャリア・ポートフォリオ・システム」の学生データをもとに、教職支援に関する分析等を行うとともに、システム利用等に関する検証を継続実施する。
- ・【58-3】大学院教育学研究科（教職大学院）においては、教育課程連携協議会を年2回開催し、教職大学院の教職課程の実施状況を確認するとともに、学習環境を含め必要な改善を図る。
- ・【58-4】教育学部においては、国や山梨県の政策、地域の人口動態や教員需要等を踏まえ、定員規模を含めた組織の見直しの方向性の検討を進める。

【59】地域志向型教育により、地域資源の保全・保護と景観形成、地域資源の観光への活用等に関する知識と実践力を身につけた人材を養成するため、平成28年度から生命環境学部新たに観光政策科学特別コースを設けるとともに、既存のワイン科学特別コースの入学定員を拡充するなど、社会的要請を踏まえた組織改革を進める。

- ・【59-1】生命環境学部の観光政策科学特別コース及びワイン科学特別コースにおいては、カリキュラム内容の見直しなどを通して、更なる教育内容の充実を図るとともに、コロナ禍の状況への対応についても検討し、社会的要請に沿った教育活動を展開する。
- ・【59-2】次年度の生命環境学部改組に向け、文部科学省との事務相談を行うなど、所要の手续を進める。また、令和5年度の工学部改組に向けWGを立ち上げ、具体的な検討を加速させる。
- ・【59-3】生命環境学部においては、基礎教育の充実や効率化を図るために立ち上げた基礎教育センター設置WGにおいて、改組を念頭に置いた改革内容について検討を進める。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【60】業務運営の効率化と質の向上に取り組み、柔軟な組織編成、適正な職員の人員配置及び業務の外部委託を推進するとともに、業務運営の情報システム化をさらに進める。

- ・【60-1】総務担当理事のもと、大学としての重点分野に対し、戦略的かつ柔軟に人員を配置するなど、組織の強化を図るとともに、押印の見直しや連絡手段のデジタル化などによる事務の効率化・情報化を進める。
- ・【60-2】「一般社団法人大学アライアンスやまなし」の取組の一環として、広く知見・知識を取得させ職員のスキルアップを図るため、山梨県立大学との人事交流及び合同研修の実施を更に推進する。
- ・【60-3】電子決裁システムの開発・運用を行い、決裁・供閲文書等に係る業務負担の軽減、押印の廃止、スムーズな決裁を実現し、業務運営の効率化を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【61】 科学研究費補助金や競争的資金等の外部研究資金、寄附金の獲得に向けURA（2名）を4名に増員するなど、学内の支援組織を整備する。

- ・【61-1】 URAセンター（URA 4名及びプロジェクトマネージャー1名の計5名）において、引き続き科学研究費助成事業や競争的資金等の外部資金の獲得支援等の研究者支援を行う。また、イノベーション創出強化本部を中心に民間資金獲得計画を策定し、自己収入の増加を図る。

【62】 各省庁等の競争的資金、寄附金、その他の自己収入を増加させるため、重点的な資源配分に向けた継続的な財務分析の実施、学内プロジェクト経費による研究費の支援等、戦略的な取組を推進する。

- ・【62-1】 各省庁等の競争的資金の獲得につなげるため、「萌芽的融合研究プロジェクト」等の学内研究プロジェクト経費による研究費の支援を行う。また、「教育研究支援基金」、「大村智記念基金」、「古本募金」及びクラウドファンディングを活用した募金活動を引き続き行う。更に、大学貯蔵ワイン等の販売による民間資金の獲得及び附属病院敷地内に複合施設を建設することによるカフェ等の賃貸料収入について、引き続き検討していく。

【63】 国立大学病院管理会計システム（HOMAS2）等の各種分析ツールを活用し、その結果得られた課題等については、病院執行部を中心に速やかに解決することで、効率的で安定した病院収入を確保する。

- ・【63-1】 HOMAS 2等を活用し、得られたベンチマークデータから同規模大学病院における附属病院の立ち位置を把握するなど、課題を抽出する。また、コストバランス、医療安全、負担軽減を考慮し、施設基準の「医師事務作業補助体制加算」の上位加算取得並びに「病棟薬剤業務実施加算」及び「夜間急性期看護補助体制加算」の新規取得等に向けた取組を推進する。更に、附属病院の稼働状況及び収支状況等の経営状況について、役員等打合せ会等の全学会議において定期的に報告する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【64】 社会的要因を踏まえた適切な分析を行うことにより、契約方法の見直し、情報化の推進、省エネ等に対する方針を策定して関係者に確実に周知、啓発を行い、経費抑制を推進する。

- ・【64-1】 前年度に引き続き、市場調査チームによる経費節減（徹底した市場調査の実施、仕様適正性の検証、見積価格等の妥当性及び低廉化の調査等）の取組を実施する。また、更なる職員のコスト削減意識の醸成を図り、経費抑制を推進する。
- ・【64-2】 委託契約に係る仕様内容の見直し、インターネットによる物品購入の更なる活用及び山梨県立大学との共同調達の拡充など、経費抑制に向けた取組を推進する。また、コピー機の使用状況及び効率的な使用方法等や、省エネルギー推進委員会が策定する省エネルギー実行計画等を大学構成員に周知するとともに、ポスター等の配布・掲示により、引き続き経費抑制に向けた啓発を行う。

【65】 各種機器（特に医療機器）の使用状況を一層的確に把握するとともに、点検・保守、修理及び更新にかかる費用の比較検討を行い、計画的・効率的に機器を整備する。

- ・【65-1】 前年度に引き続き、各種機器更新について、各部局と連携し、仕様の見直しや契約方法

の検討を行うなど、効率的な機器整備を支援する。また、医療機器管理システムにおいて中央管理する対象機器の拡充を検討し、一元管理体制の充実を図り、適切な点検・修繕を行い安全な使用を推進するとともに、計画的・効率的な機器整備に向け更新計画を策定する。

【66】 キャンパスマスタープランに沿って、空調機等に高効率機器を積極的に導入するとともに、建物共通部分（廊下、階段等）の照明のLED化やセンサー化を推進する。

- ・【66-1】 建物の整備や老朽化した設備の更新に併せ、高断熱化・高効率機器を積極的に導入する。また、計画的に建物共通部分（廊下、階段等）の照明のLED化やセンサー化等を推進し、経費（エネルギー）の抑制を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【67】 土地、建物、設備等の現状調査や分析など、保有資産の不断の見直しを行いつつ、その結果をもとに効率的・効果的な活用を推進する。

- ・【67-1】 前年度に引き続き、保有する資産の老朽化等の現状調査を役員等によるキャンパスパトロール時に行い、当該調査結果をもとに施設マネジメント委員会等において効率的・効果的な活用策を検討し、緊急性、安全性及び経済性を考慮しつつ優先すべき事項から着手する。
- ・【67-2】 宿舍再整備計画に基づき、宿舍の廃止等を進めるとともに、今後も使用する宿舍を計画的に改修していく。また、売却することとなっている塚原育種試験地跡地について、関係手続を進める。
- ・【67-3】 山梨県立大学との連携に基づき、前年度に引き続き山梨県立大学職員に対し本学宿舍への入居募集を行うほか、新規採用者等に対し入居を斡旋するなど、宿舍の有効活用を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【68】 IR機能の強化による大学情報の的確な分析に基づき、毎年度の自己点検・評価を実施するとともに、第三者評価を定期的実施し、それらの評価結果を踏まえた改善やそのフォローアップに取り組む。

- ・【68-1】 IR室において、本学に関する学内外の各種データの収集・分析等を進め、学内イントラや大学HP等を通じた情報発信を継続する。また、自己点検・評価に係る指標の整合性等について関係各部署との協議を進めるなど、評価活動を通じた大学運営の改善支援に取り組む。
- ・【68-2】 全学的に行う年度計画及び中期計画に係る進捗状況の検証や4年目終了時評価、機関別認証評価等において課題となっている取組については、各学域との意見交換や、評価担当理事によるヒアリング等を通じて、フォローアップを行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【69】 ホームページや広報誌等の多様な媒体を通じて、引き続き、本学の教育研究等活動の成果や運営状況に係る情報を社会に分かりやすい内容・形で国内外に積極的に発信するとともに、ホームページの閲覧状況に関する調査等により、情報発信の内容や方法を毎年度継続的に検証し改善する。

- ・【69-1】 前年度に引き続き、広報ツール（Webサイト、情報発信等）の検証を行い、コロナ禍において効果的な広報手段を活用した情報発信を行う。また、教育研究等の成果や大学の取組等に係る情報を積極的に発信する。

- ・【69-2】各学域、各センター等との連携を強化、情報収集を行い、特色ある教育研究等活動や成果、大学の取組を関係者に分かりやすい内容で発信する。また、スマホ・サイトユーザビリティ調査に基づき、大学HPの構成、英語版HPの見直し、情報発信の内容を改善するなど、国内外での大学の知名度を高める戦略的な広報を展開する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【70】文部科学省の第4次国立大学法人等施設整備5か年計画を踏まえ、キャンパスマスタープランを見直し、本学の教育研究における新たな課題への対応等のための施設マネジメントを学長のリーダーシップの下に戦略的に推進する。

- ・【70-1】学長のリーダーシップの下、施設マネジメントを戦略的に推進するため、今年度末を目途に甲府東キャンパスの整備計画の改訂を進めるなど、キャンパスマスタープランの充実に向けた取組を推進するとともに、施設に係る課題やデータを示した「施設の現状と課題2021」を策定し、関係者に適切に周知する。

【71】既存施設の現状把握をもとに緊急性・必要性・老朽度を考慮したインフラ長寿命化計画を策定し、それに基づき整備を行う。また、引き続き附属病院再開発整備を計画的に推進する。

- ・【71-1】既存施設の現状把握をもとに緊急性・必要性・老朽度を考慮し策定したインフラ長寿命化計画を踏まえ、前年度に策定した実行計画に基づき整備を推進する。
- ・【71-2】附属病院再開発整備事業のうち、病棟Ⅲ新営事業、既存病院改修（中央診療系）事業及びライフライン再生（空調設備等）事業について、コロナ禍の状況を踏まえつつ、適切かつ円滑に実施する。

【72】本学の機能強化の方向性を考慮し、アクティブラーニング等多様な教育方法が実践できる学修環境や最先端の融合研究等の拠点となる研究環境を国の財政措置の状況を踏まえ整備する。

- ・【72-1】多様な教育方法が実践できる学修環境及び最先端の融合研究等の拠点となる研究環境の整備を推進するため、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）をもとに、緊急性・必要性等を勘案して、施設整備年次計画を策定する。
- ・【72-2】アクティブラーニング等多様な教育方法が実践できる学修環境スペース等を確保するため、寄附金を財源の一部として、医学部キャンパスにプレゼンテーションホールやラーニングコモンズを含む教育研究施設（シミック基礎医学研究施設（仮称））を整備する。
- ・【72-3】教育研究に係る施設整備事業として、老朽化した動物実験施設（I期）の改修事業及びRI実験施設空調設備改修事業を年次計画に基づいて実施する。

【73】本学の強みと特色を発揮するための教育研究スペースの確保に向けて、トップマネジメントとして全学的観点から引き続き施設利用実態調査を継続的に実施し、スペースを最大限に有効活用する。

- ・【73-1】施設利用実態調査計画に基づき、役員等による医学部キャンパスの施設利用実態調査を実施し、その評価を踏まえて再配分を行うなど、スペースの有効活用を進める。また、前年度に設定した学域等ごとの基準スペースに基づき施設の適正な維持管理を行うため、引き続きスペースチャージ制度の拡充に取り組む。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【74】多様な学生の活動を支援するため、キャンパスマスタープランに基づき、引き続きバリアフリー化を積極的に推進する。

- ・【74-1】キャンパスマスタープラン及びインフラ長寿命化計画に基づき、シミック基礎医学研究施設（仮称）に多目的トイレの設置を行うなど、ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化を継続して推進する。また、建物外壁について、老朽化状況調査結果に基づき必要な改修を施すなど、安全・安心な教育研究環境を確保する。

【75】教職員及び学生の事故の未然防止と緊急時の適切な対応を図るため、引き続き広く安全管理体制を強化するとともに、教職員及び学生に対する安全教育を徹底する。

- ・【75-1】学内LAN等を活用して教職員及び学生に対し、危機管理基本マニュアル、大地震による被災を想定した事業継続計画（BCP）、安否確認システム及び海外危機管理サービスを周知し、消防訓練、防災訓練並びに安否確認システムの運用テストを実施すること等を通じて教職員及び学生の危機の未然防止（リスクマネジメント）及び安全管理意識を高める。また、危機管理基本マニュアル及び大地震による被災を想定した事業継続計画（BCP）について、感染対策を踏まえて随時見直し改訂する。
- ・【75-2】受入留学生の安全教育を強化するため、警察による防犯講和・防災教室を実施するとともに、留学生寮における情報セキュリティガイダンスや消防訓練等を通じ、管理人や学生チューターを中心としたSNSでの全体連絡体制を確立し、周知徹底する。また、派遣学生に対する事前指導において、危機管理指導、海外旅行傷害保険への強制加入及び海外危機管理サービスの周知等を行うとともに、学内において派遣に関する情報を共有するなどし、緊急時に速やかな対応ができる体制を維持する。
- ・【75-3】「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の継続開催を通じ、学生及び教職員の状況や附属病院の対応などについての情報共有を全学的に図り、感染防止策の更なる徹底と強化を推進する。
- ・【75-4】毒物及び劇物等管理専門委員会において、キャンパスパトロール時に併せて毒物・劇物等の管理を含めた安全状況確認を行い安全管理の強化を図るとともに、化学薬品管理支援システム講習会を開催し、教職員及び学生に対する毒物・劇物の管理についての安全教育を行う。また、学生（留学生を含む）に対するガイダンスにおいて、学生の危機管理マニュアルを配布し分かりやすく説明するなど、引き続き安全教育を徹底する。
- ・【75-5】高圧ガス安全管理の実効性を高めるため、有資格者（教員）とともに、管理細則やマニュアルの整備等について検討を進め、安全管理体制を構築する。
- ・【75-6】災害発生時において、被災状況を詳細に確認し、適切な対応方法を講じられるよう、ドローンによる被害状況訓練を行うとともに、引き続きドローンの活用を推進する。

【76】情報リテラシーの一層の向上と不断の改善を図るため、大学の全構成員に対する情報セキュリティ教育、研修、訓練、監査を強化する。また、日々巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、ネットワーク監視体制及び情報システムを強化する。

- ・【76-1】前年度に引き続き、情報セキュリティに関する教育、研修会、講演会、訓練、監査について、実施方法、実施回数、実施内容等の見直しを行いつつ計画的に実施するとともに、前年度導入したセキュリティ予防訓練ツールについて、コンテンツの充実と活用促進に取り組み、大学構成員の更なる情報リテラシーの向上を図る。
- ・【76-2】前年度に引き続き、国立情報学研究所（NII）が主体となって行う「大学間連携に基づくサイバーセキュリティ体制の基盤構築事業」に参加するとともに、不正アクセス防止策の更なる検討及び実施や、民間のセキュリティ専門業者によるセキュリティ監視・分析を継続し、本学インターネット環境の常時監視体制を維持するなど、サイバー攻撃を検知・解析・通報するシステムの効果的運用により、情報システムのセキュリティ対策を図る。
- ・【76-3】テレワーク業務の増加に対応するため、令和3年10月までに教職員のテレワーク業務に

係るガイドラインを策定し、関係者に適切に周知するなど、情報セキュリティ対策の向上を図る。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

【77】 本学が国立大学法人として社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に
行っていくため、法令遵守（コンプライアンス）をさらに徹底する。特に、研究におけ
る不正行為や公的研究費の不正使用の防止のため、引き続き、倫理教育の強化及び組織
としてのモニタリング体制等の整備に取り組む。さらに、内部統制のあり方について検
証し、見直しを続けるとともに、監事監査や内部監査等の結果を本学の機能強化につな
げる。

- ・【77-1】 健全で適正な大学運営及び社会的信頼の維持に資するため、前年度確認・公表した国立
大学法人ガバナンス・コードの適応状況等に基づき、エクस्पラインした内容を検討し、
ガバナンス体制を強化する。
- ・【77-2】 コンプライアンスに関する研修会の実施や学内掲示板での注意喚起の継続などを通じ、
教職員の意識向上を図るなど、コンプライアンスを徹底する。
- ・【77-3】 内部統制の観点から、各部署が所管する規程類の整備状況及びその規程類に基づいた学
内業務の運用状況について監査を実施する。また、その中で業務の効率化等の観点をより
重視した監査に注力していく。監査結果については、関係部署と連携して改善状況のフォ
ローアップを行うとともに、役員等打合せ会等でその結果を報告することにより広く学内
に周知を図り、PDCAサイクルを機能させる。目的別監査として、化学物質リスクアセス
メント実施状況等についての監査並びに情報セキュリティに係る監査を実施する。
- ・【77-4】 研究における不正行為や公的研究費の不正使用防止のため、公正研究推進室主導のもと、
全学統一による不正防止計画の実施や学内掲示板の専用ページを通じた注意喚起を常時行
うとともに、大学HPにより本学の取組を学外へ公開する。また、学内説明会を実施し啓発
活動を行うとともに、本学に在籍する研究者・研究支援者・学生に対し、eラーニング教材
による研修等を通じた研究倫理教育を徹底するほか、モニタリング体制が形式化していな
いかを検証するなど、不正防止の取組みを強化する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

2,440,879千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

大学院総合研究部附属ワイン科学研究センター育種試験地跡地（山梨県甲府市塚原町字東山1262番3 24,486.44㎡）を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、
- ・ 教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
<ul style="list-style-type: none"> ・ (医病) ライフライン再生 (空調設備等) ・ (下河東) 附属病院多用途トリアージスペース整備事業 ・ (下河東) 動物実験施設改修 ・ (武田他) 基幹・環境整備 (衛生対策等) ・ (北新) ワイン科学研究センター ・ (下河東) ライフライン再生 (RI空調設備) ・ (医病) 病棟Ⅲ ・ (医病) 病院改修 (中央診療系) ・ 小規模改修 	総額 6,887	施設整備費補助金 (1,445) 長期借入金 (5,406) (独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (36)

(注1) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- (1) 大学教員については、業績評価結果を厳格かつ適正に給与へ反映させる給与体系に転換する。また、採用ポイント制、クロスアポイントメント制度、将来のキャリアパスを保障した若手教員採用制度、教員人件費に外部資金を活用する制度等により、若手

教員・女性教員の積極的な雇用を進めるほか、大学の強みを活かした戦略的な人事を行う。

- (2) 事務職員については、人事交流や職員研修によるスキルアップに取り組むとともに、業務の一層の効率化を進め、柔軟な組織編制及び戦略的な人員配置を行う。また、採用にあたっては、年齢や性別の均衡を考慮しつつ、国立大学法人等職員採用試験による基礎学力を担保した職員のほか、独自採用試験により高い専門性や多様な経歴・経験を有する職員の確保に努める。

(参考1) 令和3年度の常勤職員数1,075人
また、任期付職員数の見込みを950人とする。

(参考2) 令和3年度の人件費総額見込み17,022百万円（退職手当は除く）。

別紙（予算（人件費見積含む。）、収支計画及び資金計画）

1. 予算

令和3年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9,412
施設整備費補助金	1,445
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	36
自己収入	24,309
授業料、入学金及び検定料収入	2,858
附属病院収入	20,955
財産処分収入	0
雑収入	496
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,724
引当金取崩	0
長期借入金収入	5,406
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	42,332
支出	
業務費	32,821
教育研究経費	10,864
診療経費	21,957
施設整備費	6,887
船舶建造費	0
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,724
貸付金	0
長期借入金償還金	900
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	42,332

「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額546百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額899百万円

[人件費の見積り]

期間中総額17,022百万円を支出する（退職手当は除く）。

2. 収支計画

令和3年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	35,327
業務費	32,344
教育研究経費	1,952
診療経費	11,968
受託研究費等	671
役員人件費	127
教員人件費	7,608
職員人件費	10,018
一般管理費	288
財務費用	75
雑損	0
減価償却費	2,620
臨時損失	0
収益の部	
経常収益	35,342
運営費交付金収益	9,132
授業料収益	2,298
入学金収益	334
検定料収益	76
附属病院収益	20,955
受託研究等収益	952
補助金等収益	0
寄附金収益	465
施設費収益	0
財務収益	3
雑益	493
資産見返運営費交付金等戻入	316
資産見返補助金等戻入	159
資産見返寄附金戻入	134
資産見返物品受贈額戻入	25
臨時利益	0
純利益	15
目的積立金取崩益	0
総利益	15

3. 資金計画

令和3年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	43,028
業務活動による支出	32,628
投資活動による支出	8,804
財務活動による支出	900
翌年度への繰越金	696
資金収入	43,028
業務活動による収入	35,365
運営費交付金による収入	9,412
授業料・入学金及び検定料による収入	2,858
附属病院収入	20,955
受託研究等収入	1,117
補助金等収入	0
寄附金収入	607
その他の収入	416
投資活動による収入	1,481
施設費による収入	1,481
その他の収入	0
財務活動による収入	5,406
前年度よりの繰越金	776

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	学校教育課程	500人
	(うち教員養成に係る分野)	500人)
医学部	医学科	750人
	(うち医師養成に係る分野)	750人)
	看護学科	240人
工学部	機械工学科	240人
	メカトロニクス工学科	220人
	電気電子工学科	230人
	コンピュータ理工学科	230人
	土木環境工学科	220人
	応用化学科	220人
	先端材料理工学科	140人
生命環境学部	生命工学科	140人
	地域食物科学科	148人
	環境科学科	120人
	地域社会システム学科	192人
教育学研究科	教育実践創成専攻	76人
	(うち専門職学位課程)	76人)
医工農学総合教育部	生命医科学専攻	20人
	(うち修士課程)	20人)
	看護学専攻	28人
	(うち修士課程)	28人)
	工学専攻	362人
	(うち修士課程)	362人)
	生命環境学専攻	90人
	(うち修士課程)	90人)
	ヒューマンヘルスケア学専攻	12人
	(うち博士課程)	12人)
医学専攻	80人	
(うち博士課程)	80人)	
工学専攻	69人	
(うち博士課程)	69人)	
統合応用生命科学専攻	30人	
(うち博士課程)	30人)	
特別支援教育特別専攻科	障害児教育専攻	18人

附属幼稚園		105人	組 数	4
附属小学校		630人	学級数	18
附属中学校		432人	学級数	12
附属特別支援学校	小学部	18人	学級数	3
	中学部	18人	学級数	3
	高等部	24人	学級数	3